

〇〇〇学校PTA会員 各位

〇〇市立〇〇〇学校PTA  
会長 〇〇 〇〇

(一社) 埼玉県PTA安全互助会

## 自転車総合保険への加入のお知らせ

〇〇の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当PTAの活動に対し格別なるご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当PTAが加入している(一社)埼玉県PTA安全互助会が行っております自転車総合保険へPTAとして加入しておりますことをお知らせ致します。

埼玉県では 2012 年度に「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。そして、2018 年 4 月より、第 4 条の自転車の安全な利用とともに自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入が努力義務から「義務」に改正されました。

当PTAとしましても、お子様がより安心・安全な生活環境のもとに学校生活を送れる一助として、また、ご家族も安心して生活が送れるようにとの願いを込めて、〇〇〇〇年度より標記保険に加入することになりました。

つきましては、2019 年度の補償内容等については、以下のとおりとなっております。

### 記

- 自転車総合保険概要(保険期間:2019 年 4 月 1 日午後 4 時~2020 年 4 月 1 日午後 4 時まで)

補償	保険金額	補償内容	被保険者(保険の対象者)の範囲
傷害	死亡・後遺障害 22.7 万円	日本国内において、被保険者の方が次のような事故によって傷害を被った場合、保険金をお支払いします。 ・ 自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故 ・ 自転車に乗っていないときの運行中の自転車との衝突・接触事故	本人※のみ(園児・児童・生徒・教職員)
賠償責任	1 億円 (自己負担額なし)	日本国内において、被保険者の方が自転車の所有・使用・管理に起因して、他人の財物を壊したり、ケガを負わせたため法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。  《示談交渉サービスつき》 日本国内において発生した賠償責任補償のお支払対象となる事故について損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。	① 本人※(園児・児童・生徒、教職員) ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※本人とは埼玉県PTA安全互助会へ自転車保険に加入するため氏名の申告をした「園児・児童・生徒・教職員」のことです。

- 保険契約者:一般社団法人埼玉県PTA安全互助会
- 年間保険料:600 円(保険料はPTAにて集金します) 団体割引 30%適用済み
- 引受保険会社:損害保険ジャパン日本興亜株式会社

<2019 年度版一括加入用>

個人情報の取扱いについて  
保険契約者(埼玉県PTA安全互助会)は、本契約に関する個人情報を、損害保険ジャパン日本興亜㈱に提供します。個人情報の取扱いに関する詳細については損害保険ジャパン日本興亜㈱公式ウェブサイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) をご覧ください。

【事故が起こった場合】 ☎0120-727-110(24 時間 365 日) お掛け間違いにご注意ください。

2019 年度

損保ジャパン日本興亜 事故サポートセンター

① 証券番号 911912G813 ② 埼玉県PTA安全互助会の保険に加入している事 ③ お子様(被保険者)の氏名	}	をオペレーターにお伝えください。
---	---	------------------